

令和5年度修正 芦屋市地域防災計画・水防計画の改定概要

令和5年6月 芦屋市防災会議及び幹事会

- 1 地域防災計画について
 - (1)地域防災計画とは
 - (2)芦屋市地域防災計画の見直し背景
 - (3)主な改定概要
- 2 高潮特別警戒水位の設定に伴う避難情報発令基準および発令範囲の見直し
- 3 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の記載
- 4 策定済み地区防災計画の記載
- 5 緊急地震速報の発表基準変更による本部体制設置基準の見直し

1 地域防災計画について

(1) 地域防災計画とは

災害対策基本法に基づき、各地方自治体が、それぞれの防災会議に諮り、災害に係る事務・業務を総合的に定めた計画です。

(2) 芦屋市地域防災計画の見直し背景

上位計画である国の防災基本計画や兵庫県の地域防災計画との整合を図ってより実効性の高い計画とすると共に、近年の災害において必要性が高まっている防災対策について修正を行います。

(3) 主な改定概要

- ①高潮特別警戒水位の設定に伴う避難情報発令基準および発令範囲の見直し
- ②高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の記載
- ③策定済みの地区防災計画一覧の記載
- ④緊急地震速報の発表基準変更による本部体制設置基準の見直し

2 高潮特別警戒水位の設定に伴う避難情報発令基準および発令範囲の見直し

(1) 見直し背景

① 水防法の改正

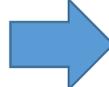
平成27年の水防法改正により、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を水位周知海岸として指定するとともに、高潮特別警戒水位を設定し、その水位に達した時は水防管理者や一般に周知することとなり、また、指定した海岸において想定最大規模高潮による浸水想定区域を指定することとなった。

② 水位周知海岸・高潮浸水想定区域の水防法指定

令和4年5月27日付で、本市が属する大阪湾沿岸含む県下全沿岸が水位周知海岸として指定された。また、同年6月7日付で水防法に基づき高潮浸水想定区域が指定された。大阪湾沿岸の水位周知海岸指定にともない、下記のとおり高潮特別警戒水位が設定された。

対象沿岸	高潮特別警戒水位	基準水位観測所	対象区域
大阪湾沿岸	T.P.+2.2m	神戸・尼崎	尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・神戸市

※高潮特別警戒水位・・・高潮に対する市町長の緊急安全確保(警戒レベル5)の判断等に資する水位情報

 芦屋市の高潮にかかる避難情報発令基準および発令範囲の見直し

芦屋市避難情報発令基準(高潮)の概要

警戒レベル1~2 (注意報・警報の発表)

- ・台風・気象情報の情報収集
- ・事前の注意喚起
(庁内関係各課協力に基づく臨海部事業者への情報発信や沿岸部や河川近くの水防活動従事者やライフライン保守点検従事者への呼びかけを行う。)

警戒レベル3 高齢者等避難

※高潮危険度予測システムによる予測

- 【第1エリア】(既往最大潮位(平成30年台風第21号) T.P.+3.24mを基準)
 - ・高潮警報が発表され、かつ、「※危険潮位」情報において、**4時間後**の最高潮位が**T.P.+3.0m以上3.5m未満**と予測される場合
- 【第2エリア】
 - ・高潮警報が発表され、かつ、県から提供される「※危険潮位」情報において、**4時間後**の最高潮位が**T.P.+3.5m以上**と予測される場合

警戒レベル4 避難指示

※高潮危険度予測システムによる予測

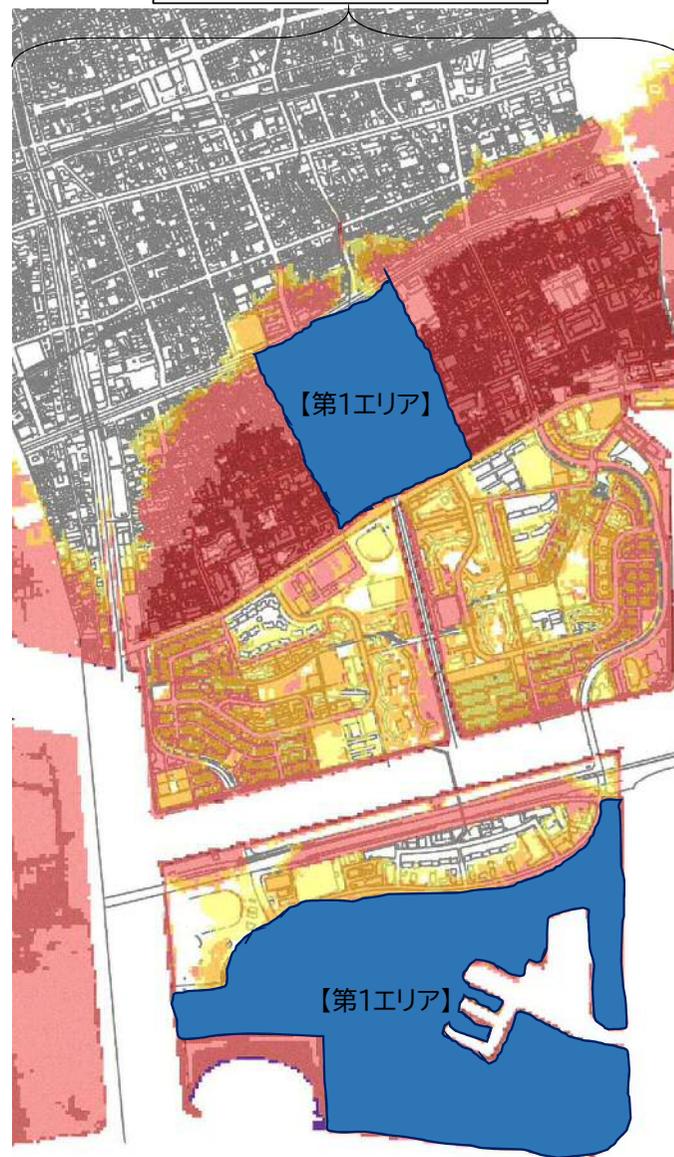
- 【第1エリア】(既往最大潮位(平成30年台風第21号) T.P.+3.24mを基準)
 - ・高潮警報が発表され、かつ、県から提供される「※危険潮位」情報において、**2時間以内**の最高潮位が**T.P.+3.0m以上3.5m未満**と予測される場合
 - ・越波が確認された場合
- 【第2エリア】
 - ・高潮警報が発表され、かつ、県から提供される「※危険潮位」情報において、**2時間以内**の最高潮位が**T.P.+3.5m以上**と予測される場合

警戒レベル5 緊急安全確保

- ・高潮警報が発表され、かつ、**T.P.+3.5m以上**に達し、その後潮位が上昇すると予測される場合
- ・越流が確認された場合
- ※防潮門扉等の海岸施設が損壊した場合は、区域を適宜判断

※危険潮位・・・県と市共同で運用する高潮危険度予測システムで計算される潮位

【第2エリア】=浸水想定区域の全域



発令対象エリア

- 【第1エリア】
平成30年台風第21号における
浸水実績のある地域
・南芦屋浜(海洋町・南浜町・涼風町)
・宮川(西蔵町・呉川町)
- 【第2エリア】
浸水想定区域全域

3 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の記載

(1) 見直し背景

令和4年6月7日付で水防法に基づき高潮浸水想定区域が指定された。水防法で要配慮者利用施設の施設名称及び所在地は、地域防災計画に記載するものとされている。

 **高潮浸水想定区域内の要配慮者施設を芦屋市地域防災計画に記載する。**

(2) 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

・児童福祉施設

- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施について

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられます。

3 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の記載

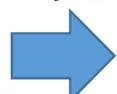
(4) 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地				
樹楽 芦屋	伊勢町4-17	市立西蔵こども園	西蔵町13番5号	浜風小学校	浜風町1-1
me too 芦屋	打出町6-4	打出保育所	宮川町4-10	精道中学校	南宮町9-7
reach 芦屋	打出町6-4	大東保育所	新浜町8-1	潮見中学校	潮見町20-1
hanare 芦屋	打出町6-4	市立緑保育所	緑町2-4	県立芦屋高等学校	宮川町6-3
エビス・リハビリデイサービス	海洋町12-3	夢咲保育園	春日町21-8	県立芦屋国際中等教育学校	新浜町1-2
ザ・レジデンス芦屋スイートケア	海洋町12-3	はなえみ保育園	浜芦屋町3-26	県立芦屋特別支援学校	陽光町8-37
あしや喜楽苑	潮見町31-1	蓮美幼児学園芦屋打出プリメール	打出町2-3 芦屋 ニューコーポ101		
エイールあしや	潮見町31-1	浜風あすのこども園	浜風町1-2		
ハーブあしや	潮見町31-1	しおさいこども園	涼風町5-2		
リハビリデイサービス スマイル	大東町11-1	いせ虹こども園	伊勢町13-14		
ルミエール	高浜町1-7	児童発達支援センター あしやみらい	高浜町1-7 高浜町ライフサポート ステーション3階		
ゆいライトフィットネスデイサービス	高浜町6-1-1F	LAMP (ランプ)	伊勢町2-21		
愛しや	浜風町31-3	さんさんキッズ	大東町8-26		
エルステイ芦屋	浜町12-3	芦屋アフター・スクール	高浜町1-7 高浜町ライフサポート ステーション2階		
エルライフ芦屋	浜町12-3	企業主導型 茶屋高浜保育園	高浜町1-7 高浜町ライフサポート ステーション1階		
エルホーム芦屋	浜町12-3	宮川小学校 (なかよし学級さくら・ひつじ)	浜町1-9		
デイサービス京 (みやこ)	浜町15-14	潮見小学校 (しおかぜ学級くじら・いるか)	潮見町1-2		
芦屋ケアセンターそよ風	松浜町13-18	打出浜小学校 (はまゆう学級なぎさ)	新浜町8-2		
さくらの園	陽光町3-21	浜風小学校 (らいおん学級みなと・みさき)	浜風町1-1		
シニアライフヴィラ潮芦屋	陽光町3-36	充理塾	業平町2-10 芦屋濱口 ビル3階・5階		
陽光苑	陽光町3-75	芦屋坂井瑠実クリニック	浜芦屋町10-13		
マイライフ芦屋	陽光町8-30	市立宮川幼稚園	浜町1-20		
マイホーム芦屋	陽光町8-30	市立潮見幼稚園	潮見町1番3号		
パナソニックエイジフリーケアセンター 芦屋浜	若葉町3-2	宮川小学校	浜町1-9		
芦屋市立みどり地域生活支援センター	新浜町3-2	潮見小学校	潮見町1-2		
芦屋みどりホーム	春日町18-12	打出浜小学校	新浜町8-2		
ライラック・レード・ぷらんつ	浜町6番9号	市立西蔵こども園	西蔵町13番5号		
はまゆう	呉川町14番9号芦屋保健福祉センター4F	打出保育所	宮川町4-10		
ウィズ芦屋	芦屋市伊勢町4-21	大東保育所	新浜町8-1		
エール, ドリーム・クライム, 咲楽	高浜町1番7号 高浜町ライフサポート ステーション	市立緑保育所	緑町2-4		
障害者が街で共に生きるみんなの妻の家	若葉町6-1-1744	夢咲保育園	春日町21-8		

4 策定済み地区防災計画の記載

(1) 見直し背景

芦屋市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要であると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとされている。

 **合計13箇所地区防災計画の策定年度、計画名、策定団体、対象地区を地域防災計画に記載する。**

【策定済みの地区防災計画一覧】

NO	策定	地区防災計画名	策定団体	対象地区	備考
1	平成28年度	宮川町地区防災計画	宮川町自主防災会	宮川町	
2	平成28年度	東南会防災計画	東南会自主防災会	大東町南宮町	
3	平成30年度	若宮町地区防災計画(平成30年版)マニュアル	若宮町自主防災防犯会	若宮町	
4	令和2年度	芦屋市打出小槌町地区防災計画	打出小槌町自主防災防犯会	打出小槌町	
5	令和2年度	芦屋市呉川町地区防災計画	呉川町自主防災防犯会	呉川町	
6	令和2年度	陽光町6番地区防災計画 地域を知って、人を知り、災害を知ろう！共に支えあい、助け合い！災害に備え、準備しよう！	陽光町6番自治会	陽光町6番	
7	令和3年度	奥池町地区防災計画	奥池町自治会自主防災会	奥池町	
8	令和3年度	アステム芦屋C棟_芦屋高浜松韻の街地区防災計画 防災基本編	アステム芦屋C棟管理組合自主防災会 芦屋高浜松韻の街自治会自主防災会	《アステムC棟》高浜町7番 《松韻の街》高浜町12番～20番	
9	令和3年度	芦屋市西蔵町地区防災計画～防災基本編～	西蔵町自主防災防犯会	西蔵町	
10	令和3年度	芦屋市三条町地区防災計画	三条町自治会	三条町	
11	令和3年度	岩園小学校体育館避難所開設運営マニュアル	岩園小学校体育館避難所開設運営協議会	岩園町 翠ヶ丘町 親王塚町 楠町 東山町	
12	令和4年度	浜芦屋町地区防災計画～はじめようコミュニティ防災～	芦屋市浜芦屋町自治会自主防災会	浜芦屋町	
13	令和4年度	東山町地区防災計画	東山町自治会	東山町	
6-2	令和4年度	陽光町6番地区防災計画2022年度版～「みんなで助けられ上手になろう」～	陽光町6番自治会防災会	陽光町6番 県営南芦屋浜高層住宅	更新
8-2	令和4年度	アステム芦屋C棟_芦屋高浜松韻の街地区防災計画(令和4年度更新)	アステム芦屋C棟管理組合自主防災会 芦屋高浜松韻の街自治会自主防災会	《アステムC棟》高浜町7番 《松韻の街》高浜町12番～20番	更新 7

5 緊急地震速報の発表基準変更による本部体制設置基準の見直し

(1) 見直し背景

令和5年2月1日付で緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級の予測値が追加されました。

芦屋市の本部体制設置基準(地震・津波)を変更する。

【旧基準】

地震波を2点以上の地震観測点で検知し、最大予測震度5弱以上と予想した場合

【新基準】

地震波を2点以上の地震観測点で検知し、最大予測震度5弱以上と予想した場合

または最大長周期地震動階級3以上と予想した場合

(2) 長周期地震動とは

大きな地震で生じる、揺れが1往復するのにかかる時間が長い(周期)が長い大きな揺れをさす。特徴として、高層ビル等を大きく長時間揺らし、また、地震が発生した場所から数百km先でも大きく長く揺れる点が挙げられる。

(3) 長周期地震動階級とは

震度では表現できない長周期地震動による揺れに対する指標として階級1～階級4に区分されている。

階級1: やや大きな揺れ 階級2: 大きな揺れ 階級3: 非常に大きな揺れ 階級4: 極めて大きな揺れ

長周期地震動階級と人の体感・行動、室内の状況等の関連

<h2>階級1</h2> <ul style="list-style-type: none">●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。 	<h2>階級2</h2> <ul style="list-style-type: none">●室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。●キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 
<h2>階級3</h2> <ul style="list-style-type: none">●立っていることが困難になる。●キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<h2>階級4</h2> <ul style="list-style-type: none">●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。●キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 

(気象庁HPより)

5 緊急地震速報の発表基準変更による本部体制設置基準の見直し

(4) 本部体制設置基準

		連絡員待機	災害対応室	災害警戒本部	災害対策本部	
本部長		—	—	副市長	市長	
副本部長		—	—	—	副市長、教育長、病院事務管理者、技監	
防災指令		—	—	防災指令第1号	防災指令第2号	防災指令第3号
配備体制		—	—	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
配備対象職員		防災安全課長が必要と認めた少数の職員	統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員	課長級以上の職員、第1初動要員の全職員及び消防部の全職員	第2初動要員以内の全職員及び消防部の全職員	全職員
配備基準	震度	3	—	4又は5弱 (芦屋市、神戸市東灘区、西宮市)	5強 (芦屋市、神戸市東灘区、西宮市)	6弱以上 (芦屋市、神戸市東灘区、西宮市)
	長周期地震動階級	3 (兵庫県南東部)	—	4 (兵庫県南東部)	—	—
	津波注意報	—	—	津波注意報	津波警報	大津波警報
	その他	協定市において、地震による甚大な災害が発生し、情報収集の必要のあるとき	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、市域に相当な影響が予想されるとき	